

新香川県立体育館基本・実施設計業務

仕様書

平成30年 2月

香川県総務部営繕課

- I. 業務種別 基本設計及び実施設計（建築及び設備）
- II. 業務概要
1. 業務名称 新香川県立体育館基本・実施設計業務
2. 計画施設概要
- (1) 敷地の場所 香川県高松市サンポート
- (2) 施設の用途 体育館
3. 設計と条件
- (1) 敷地の条件
- a. 敷地面積 約 31,400 m²（B2街区 約5,000m²を除く。）
- b. 用途地域 都市計画区域内、商業地域
地区計画：高松港頭地区地区計画（センター地区）
- (2) 施設の条件
- a. 延べ面積（計画面積）約 30,000 m²
- b. 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月28日）による耐震安全性の分類は次のとおりとする。
- 1) 構造体 II 類
- 2) 建築非構造部材 A 類
- 3) 建築設備 甲 類
- (3) 工事概要 新香川県立体育館の新築工事（建築及び設備工事）
敷地内の外部附帯施設、駐輪場、外構工事
- (4) 委託期間 契約締結日 ～ 平成33年1月29日（金）
- | | |
|-----------|---------------|
| 基本設計完了日 | 平成31年4月30日（火） |
| 実施設計完了日 | 平成32年7月31日（金） |
| 計画通知手続完了日 | 平成33年1月29日（金） |
- (5) 概算工事費 ・概算工事費 170～190億円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
上記の工事費に含まれないもの
・新体育館と周辺既存施設を接続する敷地外の歩行者専用通路（デッキ等）
・敷地内の既存建物、芸術作品の撤去
- (6) その他 ・測量、地質調査、埋設物調査は、基本設計期間に別途実施予定である。
・新体育館と周辺既存施設を接続する敷地外の歩行者専用通路（デッキ等）の基本設計を行うこと。
- III. 業務仕様
1. 管理技術者等
- (1) 業務の遂行にあたっては、設計しようとする施設の目的を十分に把握し、良質な建築物が実現できるよう適切な人員を配置する。
- (2) 管理技術者は、1級建築士とする。
2. 業務の内容
- (1) 標準業務内容は、設計業務委託参考資料による。
- (2) その他の業務内容は、次による。
- | | | |
|-------------------|-----------------------------------|---|
| ・透視図作成
（基本設計時） | 種類
判の大きさ
枚数
額の有無
額の材質 | （・鳥瞰図 1面 ・外観 5面 ・内観 7面）
（・A3判）
（・原図 各 1枚 ・複製図 各15枚）
（・有）
（・アルミ） |
| ・透視図作成
（実施設計時） | 種類
判の大きさ
枚数
額の有無
額の材質 | （・鳥瞰図 1面 ・外観 5面 ・内観 7面）
（・A3判）
（・原図 各 1枚 ・複製図 各15枚）
（・有）
（・アルミ） |

- ・ 模型製作 (基本設計時)
 - 縮尺 (・1:500 程度)
 - 主要材料 (・スタイロフォーム、スチレンボード)
 - ケースの有無 (・無)
 - ケースの材質 (・ー)
- ・ 模型製作 (実施設計時)
 - 縮尺 (・1:300 程度)
 - 主要材料 (・プラスチック着色)
 - ケースの有無 (・有)
 - ケースの材質 (・アクリル)
- ・ 計画通知手続等 (事前協議、構造計算・建築物エネルギー消費性能適合性判定申請の手続を含む。)
- ・ 計画通知関係図書の作成
- ・ 防災計画関係図書の作成
- ・ 省エネルギー届出書の提出
- ・ 省エネルギー関係計算書の作成
- ・ 設計VE関係資料の作成
- ・ コスト縮減検討報告書の作成

実施設計時に調査職員と協議し、次の事項についてコスト縮減検討報告書として取りまとめたいので、報告する。

 - ① 実施設計時にコスト縮減対策として採択した事項
 - ② 設計VEを実施した業務について、コスト縮減提案の検討結果
- ・ リサイクル計画書の作成

建設副産物対策 (発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底) について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- ・ 木材使用量調書の作成

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件、新香川県立体育館整備基本計画 (以下「基本計画」という。)、設計委託業務参考資料及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. プロポーザルの技術提案書に記載した事項は、調査職員と協議のうえ設計内容に活かすこと。
- d. 概算工事費の算定業務は、調査職員の承諾を受けた基本設計図、基本計画図及び適用基準等によって行う。
- e. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- f. 業務の実施にあたっては、業務計画書を提出し、調査職員と十分な連絡を保つ。
- g. 設計図書の作成にあたっては、特定の製品、製造所を記載してはならない。また、特定の製品等が推定されるような表現をしてはならない。ただし、上記により難しい場合は、あらかじめ承認を得るものとする。

(2) 打合せおよび記録

- 打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ簿を作成し、調査職員に提出する。
- a. 契約直後
 - b. 平成31年 4月下旬 (4の(1)に示す基本設計に係る成果品を提出すること。)
 - c. 平成32年 9月上旬 (打合せ時に工事内容の概要説明資料、概算工事費見込み額及び概算工事費算定根拠資料を示すこと。)
 - d. 計画通知等の申請等の前 (事前協議の手続を含む。)
 - e. 調査職員または管理技術者が必要と認めたとき
 - f. その他打ち合わせを必要とするとき

(3) 計画通知等手続き

- ・ 計画通知手続は事前協議を含み、確認済証の受領までとする。構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する場合は、それぞれの申請の事前協議から適合判定通知書の受領までも含むものとする。
- ・ 計画通知、構造計算適合性判定申請及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請における設計者及び申請代理者は、建築士法等に適合した受託者の有資格者、又は香川県が承諾する協力事務所等に所属する有資格者とする。
- ・ 計画通知手続等に要する申請手数料は、委託業務料とは別途計上予定である。
- ・ 計画通知の提出 (事前協議の提出を含む。) にあたっては、当該手続を除く設計業務に関する成果物の内容及び履行状況の事前確認を香川県において実施するため、速やかに「計画通知等提出伺及び内容確認依頼書」を調査職員に提出すること。
- ・ 開発許可手続きに必要な資料の作成を行うこと。
- ・ その他、大臣認定、評定等が必要な場合は、設計者が申請を行うこととし、手数料は別途計上する。

(4) その他の業務

- ・住民説明会等、発注者が本事業に関して必要な情報を県民に公表するときには協力すること。
- ・設計期間中に、本事業に関係する次のことが発生したときは、設計内容に反映すること。
 - a) 発注者又は発注者が認めた者が、新たなアート作品等を設置する場合
 - b) 新体育館の管理方針が定まり、管理者から施設整備についての要望を受けた場合

(5) 電子納品等

- a. 電子納品の実施 (・ 実施する)
- b. 実施する場合、情報共有システムの適用 (・ 実施しない)

(注) 提出仕様は、「建築事業に係る電子納品運用ガイドライン」を基に、調査職員との協議による。

○電子納品

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、建築設計業務等電子納品要領(案)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。各要領で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

○情報共有

- ① 情報共有システム利用の対象業務となる場合は、本業務で発生する受発注者間での「協議」「承諾」「報告」などの全ての手続きについては、香川県が構築した情報共有システムを介して行うことを原則とし、紙面による前述の手続きは行わないこととする。
- ② 本業務が電子納品対象業務の場合は、情報共有システムを介して行った手続きの打合せ簿などをシステムから電子データで出力し、電子納品報告書ファイルに含めて提出すること。
- ③ 本業務が電子納品対象業務で無い場合は、完了時に、本システムから紙面で出力した打合せ簿等の綴りを調査職員に提出し、受発注者双方で内容を確認した後、綴り表紙に両者押印すること。

(6) 原本等

- a. 設計図及び計画図の用紙は原則として、トレーシングペーパー(A1判またはA2判)とする。
- b. 基本設計報告書の用紙はA3判とする。
- c. 工事費内訳書は指定の様式とし、用紙はA4判とする。
- d. 積算数量調書は任意の様式とし、用紙はA4判程度とする。
- e. その他の用紙はA4判程度とする。

(7) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。
なお、成果品には、実施設計完了時の最新改訂版を採用すること。

a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準(平成25年版)
- ・営繕事業のプロジェクトマネジメント要領(平成25年版)
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年版)
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準(平成8年版)
- ・公共建築工事標準単価積算基準(平成28年版)

b. 建築

- ・建築設計基準(平成26年版)
- ・建築構造設計基準(平成25年版)
- ・建築構造設計基準の資料(平成27年度版)
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)
- ・建築工事標準詳細図(平成28年版)
- ・建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)

c. 建築積算

- ・公共建築数量積算基準(平成18年版)

d. 設備

- ・建築設備計画基準(平成27年版)
- ・建築設備設計基準(平成27年版)
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成28年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)

e. 設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準(平成15年版)

f. その他

- ・香川県公共工事コスト削減第4次取組み指針（平成22年 3月）【貸出】及び香川県公共事業ローカルルール（平成19年 5月）【貸出】
- ・香川県環境配慮指針（平成12年 6月）
- ・香川県緑化技術マニュアル（平成14年 4月）
- ・香川県福祉のまちづくり条例（平成 8年 3月）及び施設整備マニュアル〔三訂版）【貸出】
 - ・営繕工事積算チェックマニュアル（平成28年 3月改定版）

4. 成果物

(1) 基本設計

内 容	提出部数(※1)	
	原本	複 本
・業務計画書	1	
・基本設計報告書	1	5
基本設計図		
(計画説明書		
(計画概要書(構造・昇降機設備・電気設備・空調設備・給排水設備・		
(仕様概要書		
(工事費概算書		
(工事工程表		
(透視図の写し、模型写真等		
・基本設計報告書概要版(内容は上記の概要とする)	1	15
・透視図(※2)	1	15
・スタディ模型(※2)	1	
・設計説明書	1	1
・設計VE関係資料	1	1
・打合せ簿	1	1

※1 電子納品を行う場合の提出部数は、「建築事業に係る電子納品運用ガイドライン」による。

※2 電子納品を行う場合の形式は、写真のスキャン画像データとする。
 (写真のスキャン画像データの形式は調査職員との協議による。)

(2) 実施設計(建築)

内 容	提出部数(※1)	
	原本	複 本
・業務計画書	1	
・意匠設計図	1	1
・仕様書	1	1
・構造設計図	1	1
・構造計算書	1	1
・積算数量調査(工事費内訳書、積算数量算出計算書)	1	1
・各種積算資料	1	1
・計画通知図書(※2)	1	
・防災計画図書	1	1
・省エネルギー届出書(※4)		1
・省エネルギー関係計算書	1	1
・コスト削減検討報告書	1	1
・リサイクル計画書	1	1
・木材使用量調書	1	1
・設計説明書	1	1
・技術検討報告書	1	1
・工事工程表	1	1
・透視図(※5)	1	15
・模型(※5)	1	
・打合せ簿	1	1
・計画通知等提出伺及び内容確認依頼書	1	

※1 電子納品を行う場合の提出部数は、「建築事業に係る電子納品運用ガイドライン」による。

※2 確認済証が添付された副本。事前協議等協議記録を含む。構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する場合は、適合判定通知書が添付された構造計算適合性判定申請書及び建築物エネルギー消費性能確保計画の副本を含む。

申請手数料が生じた場合は、申請手数料納付書を含む。

※3 事前協議等協議記録、構造計算適合性判定申請及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に必要な図書を含む。

※4 提出した省エネルギー届出書の控えを複本として提出すること。

※5 電子納品を行う場合の形式は、写真のスキャン画像データとする。
 (写真のスキャン画像データの形式は調査職員との協議による。)

(3) 実施設計（設備）

内 容	提出部数（※1）	
	原本	複 本
・業務計画書	1	
・設備設計図	1	1
・仕様書	1	1
・各種計算書	1	1
・積算数量調書（工事費内訳書、積算数量算出計算書）	1	1
・各種積算資料	1	1
・防災計画図書	1	1
・省エネルギー届出書（届出の手続を業務に含む場合）（※3）	1	1
・省エネルギー関係計算書（届出の手続を業務に含まない場合）	1	1
・コスト縮減検討報告書	1	1
・リサイクル計画書	1	1
・設計説明書	1	1
・技術検討報告書	1	1
・工事工程表	1	1
・打合せ簿	1	1

※1 電子納品を行う場合の提出部数は、「建築事業に係る電子納品運用ガイドライン」による。

※2 事前協議等協議記録を含む。

※3 提出した省エネルギー届出書の控えを複本として提出すること。

IV. その他

1. 請負者（受注者）は契約の履行にあたり、次に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求、工事妨害その他建設工事等の契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、請負者（受注者）に報告するよう下請業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
2. 本業務で作成した資料の著作権は、全て香川県に属するものとする。
3. 疑義が生じた場合には、調査職員と協議して速やかに対処すること。
4. 調査職員から業務の途中で資料提出を求められた場合、受注者の責任において速やかに資料を提出すること。
5. この業務によって知り得た成果及び資料は全て発注者の所有に帰するものであり、受注者は他に漏洩してはならない。
6. 本業務を遂行するにあたり、内容の疎漏が発見された場合、受注者の責任によって修正するものとする。

設計委託業務参考資料

標準的な項目は次のとおりとする。調査職員との協議により適宜省略又は追加できるものとする。

1. 建築（総合）・基本設計

1-1. 情報収集・準備

- (1) 依頼主により設定された条件の把握
- (2) 現地調査及び確認
- (3) 類似事例の調査
- (4) 関係法令の調査
- (5) 関係官庁との打ち合わせ
- (6) スタッフの選任
- (7) スケジュールの調整
- (8) 各担当打ち合わせ及び調整

1-2. 条件設定

- (1) 設計条件の設定
 - a) 要求の確定
 - b) 法令その他の制約条件の整理
 - c) 工事予算の把握
- (2) 設計方針の設定
 - a) 設計理念の確立
 - b) 仕様程度の設定

1-3. 比較検討

- (1) 性能面からの機能の検討
- (2) 設計理念上又は意匠上の検討
- (3) 計画実現のための工事費の検討
- (4) 計画実現のための施工性の検討
- (5) 仕様、使用材料、構造方式、設備方式等の総合的検討

1-4. 総合化

- (1) 機能配置計画の策定
- (2) 空間構成計画の策定
- (3) 工事費配分計画の策定
- (4) 動線計画の策定
- (5) 防災計画の策定
- (6) 施設設置計画の策定
- (7) 平面計画の策定
- (8) 断面計画の策定
- (9) 立面計画の策定
- (10) 各種計画の総合調整

1-5. 成果図書

- (1) 仕様概要表
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 仕上表
- (5) 面積表及び求積図
- (6) 平面図（各階）
- (7) 断面図
- (8) 立面図（各面）
- (9) 矩計図（主要部詳細）
- (10) その他必要図面
- (11) 計画説明書
- (12) 工事費概算書
- (13) 工事工程表
- (14) 透視図
- (15) 模型
- (16) 議事録

2. 建築（構造）・基本設計

2-1. 情報収集・準備

- (1) 依頼主により設定された条件の把握
- (2) 現地調査等
 - a) 土質関係調査資料の収集
 - b) 近隣環境調査
- (3) 類似事例の調査
- (4) 関係法令の調査

- (5) 関係官庁との打ち合わせ
- (6) スタッフの選任
- (7) スケジュールの調整
- (8) 各担当打ち合わせ及び調整

2-2. 条件設定

- (1) 設計条件の設定
 - a) 目的性能（建築条件）の把握
 - b) 立地上その他の制約条件の整理
 - c) 安全性能の設定
 - 1) 積載荷重
 - 1) 風荷重及び地震荷重
- (2) 設計方針の設定
 - a) 構造計画理念の設定
 - b) 仕様程度の設定

2-3. 比較検討

- (1) 構造種別等の検討
- (2) 構造方式の検討
 - a) 骨組方式の検討
 - b) 基礎方式の検討
- (3) 計画実現のための工事費の検討
- (4) 計画実現のための施工性の検討

2-4. 総合化

- (1) 構造計画の策定
 - b) 部材断面の仮定の検討
 - c) 構造システムの決定
 - d) 使用材料及び仕様の概略の決定
- (2) 工事費配分計画の策定
- (3) 設定条件への適合性の確認
- (4) 各種計画の総合調整

2-5. 成果図書

- (1) 基本構造計画説明書
- (2) 構造計画概要書
 - a) 各伏図
 - b) 軸組図
 - c) その他必要図面
- (3) 仕様概要書
- (4) 工事費概算書

(注)上記の成果図書は、建築（総合）・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。

3. 設備・基本設計

3-1. 情報収集・準備

- (1) 依頼主により設定された条件の把握
- (2) 現地調査及び確認
 - a) 現地状況調査
 - b) 関連施設調査
- (3) 類似事例の調査
- (4) 関係法令の調査
- (5) 関係官庁との打ち合わせ
- (6) スタッフの選任
- (7) スケジュールの調整
- (8) 各担当打ち合わせ及び調整

3-2. 条件設定

- (1) 設計条件の設定
 - a) 要求性能の確定
 - b) 法令その他制約条件の整理
 - c) 工事予算の把握
- (2) 設計方針の設定
 - a) 設計理念の確立
 - b) 必要設備の設定
 - c) 仕様程度の設定
 - d) 使用機器の設置場所の設定

3-3. 比較検討

- (1) 設備種別の基本方式の検討

- (2) 使用機器及び材料の検討
- (3) 計画実現のための工事費及び施工性の検討
- (4) 維持管理上の問題点の検討

3-4. 総合化

- (1) 環境計画の策定
- (2) 設備計画の策定
- (3) 工事費配分計画の策定

3-5. 成果図書

- (1) 基本設計図(電気、機械基幹設備)
- (2) 設備計画概要書
- (3) 仕様概要書
- (4) 主要機器、器具平面プロット図(各階)
- (5) 工事費概算書
- (6) 各種技術資料
- (7) 維持管理費(LCC)検討書(比較表)
- (8) 関係法令等制約条件対応一覧表
- (9) その他必要図面

(注) 上記の成果図書は、建築(総合)・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある

4. 建築(総合)・実施設計

4-1. 情報収集・準備

- (1) 依頼主により設定された条件の詳細な把握
- (2) 現地詳細調査及び確認
- (3) 使用材料等についての文献、カタログ等の収集
- (4) 各種法令手続きの打ち合わせ
- (5) スタッフの選任
- (6) スケジュールの調整
- (7) 各担当打ち合わせ及び調整

4-2. 条件設定

- (1) 基本設計に基づく設計条件の詳細な設定
 - a) 各部分の要求性能の確定
 - b) 法令その他の制約条件の各部分ごとの把握
 - c) 工事予算の把握
- (2) 工事費の把握
- (3) 基本設計に基づく設計方針の展開

4-3. 比較検討

- (1) 各部分の機能の検討
- (2) 空間表現の検討
 - a) 形態の検討
 - b) 仕様材料の検討
- (3) 工事費の検討
- (4) 施工技術の検討

4-4. 総合化

- (1) 外部空間設計
- (2) 内部空間設計
- (3) 平面設計
- (4) 断面設計
- (5) 立面設計
- (6) 詳細設計
- (7) 各部分の使用材料及び仕様の確定
- (8) 防災設計
- (9) 色彩計画の策定
- (10) 概算工事費との調整
- (11) 各種設計等の調整

4-5. 計画通知等手続き

- (1) 計画通知手続き
- (2) 構造計算適合性判定申請
- (3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請
- (4) 省エネルギー届出

4-6. 成果図書

- (1) 図面リスト
- (2) 仕様書
- (3) 付近見取図
- (4) 配置図

- (5) 仕上表
- (6) 面積表及び求積図
- (7) 平面図（各階）
- (8) 断面図
- (9) 立面図（各面）
- (10) 矩計図
- (11) 展開図
- (12) 天井伏せ図
- (13) 平面詳細図
- (14) 部分詳細図
- (15) 建具表
- (16) 議事録
- (17) 日影図
- (18) 外構図
- (19) その他必要図面
- (20) 工事費内訳書
- (21) 積算数量算出計算書
- (22) 各種積算資料
- (23) 計画通知図書
- (24) 確認済証
- (25) 防災計画図書
- (26) 省エネルギー届出書・計算書
- (27) コスト縮減検討報告書
- (28) リサイクル計画書
- (29) 木材使用量調書
- (30) 設計説明書
- (31) 技術検討報告書
- (32) 工事工程表
- (33) 打合せ簿

5. 建築（構造）・実施設計

5-1. 情報収集・準備

- (1) 依頼主により設定された条件の詳細な把握
- (2) 現地詳細調査及び確認
- (3) 使用材料等についての調査及び確認
- (4) 特殊工法部分の詳細調査
- (5) 各種法令手続きの打ち合わせ
- (6) スタッフの選任
- (7) スケジュールの調整
- (8) 各担当打ち合わせ及び調整

5-2. 条件設定

- (1) 構造設計条件の詳細確定
 - a) 立地上その他の制約条件の整理
 - b) 各種荷重条件の設定
 - c) 解析手法の設定
- (2) 工事費の把握
- (3) 基本設計に基づく設計方針の展開

5-3. 比較検討

- (1) 各部材の適合性の検討
- (2) 使用材料メーカーの選択
- (3) 工事費の検討
- (4) 施工技術の検討

5-4. 総合化

- (1) 応力解析
 - a) モデルの設定
 - b) 構造計算
- (2) 構造設計
 - a) 各部の設計
 - b) 接合部の設計
- (3) 概算工事費との調整
- (4) 他部門との照合及び調整

5-5. 計画通知等手続き

- (1) 計画通知手続き
- (2) 構造計算適合性判定申請

5-6. 成果図書

- (1) 構造設計図
 - a) 伏せ図
 - b) 軸組図
 - c) 各部断面図
 - d) 標準詳細図
 - e) 各部詳細図
 - f) その他必要図面
- (2) 構造計算書（二次設計共）
- (3) 仕様書
- (4) 工事費内訳書
- (5) 積算数量算出計算書
- (6) 各種積算資料
- (7) 構造計算適合性判定申請書
- (8) 適合判定通知書
- (9) 計画通知図書
- (10) 技術検討報告書

6. 設備実施設計

6-1. 情報収集・準備

- (1) 依頼主により設定された条件の詳細な把握
- (2) 現地詳細調査及び確認
- (3) 使用機器及び材料についての調査
- (4) 各種法令手続きの打ち合わせ
- (5) スタッフの選任
- (6) スケジュールの調整
- (7) 各担当打ち合わせ及び調整

6-2. 条件設定

- (1) 基本設計に基づく設備設計の条件、方針の確定
 - a) 各設備の要求性能の確定
 - b) 機器類の配置及び使用方式の設定
 - c) 各種設備系統及び経路の設定
 - d) 法令その他制約条件の各設備ごとの把握
- (2) 工事費の把握

6-3. 比較検討

- (1) 設備方式の詳細な検討
 - a) 受変電、非常電源方式
 - b) 幹線・動力方式
 - c) 電灯コンセント方式
 - d) 弱電、防災等設備方式
 - e) 給排水ガス等の配管方法、経路
 - f) 消火設備
 - g) 各種水処理設備
 - h) 冷熱源方式
 - i) 空調・換気方式、系統
 - j) 自動制御方式
 - k) 特殊設備(昇降機等)方式
- (2) 使用機器及び材料
- (3) 工事費
- (4) 施工技術
- (5) 維持管理
- (6) 関係法令等の照合

6-4. 総合化

- (1) 各種設備設計
 - a) 受変電設備
 - b) 非常電源設備
 - c) 幹線・動力設備
 - d) 電灯コンセント設備
 - e) 弱電、防災等設備
 - f) 給排水衛生ガス設備
 - g) 消火設備
 - h) 各種水処理設備
 - i) 冷熱源設備
 - j) 空調・換気設備

- k) 自動制御設備
 - (2) 使用機器及び仕様の決定
 - (3) 概算工事費との調整
- 6-5. 計画通知等手続き
- (1) 省エネルギー届出
- 6-6. 成果図書
- (1) 設備設計図
 - a) 付近見取図・配置図
 - b) 屋外設備図
 - c) 各種系統図
 - d) 各種設備平面図（各階）
 - e) 機器仕様書及び姿図
 - f) 特殊設備図
 - g) 部分詳細図
 - h) その他必要図面
 - (2) 仕様書
 - (3) 各種計算書・積算資料
 - (4) 積算数量調書
 - (5) 工事費内訳書
 - (6) コスト縮減検討報告書
 - (7) リサイクル計画書
 - (8) 工事工程表
 - (9) 打合せ簿
 - (10) 維持管理費(LCC) 検討書
 - (11) 関係法令等制約条件対応一覧表
 - (12) 計画通知図書
 - (13) 防災計画図書
 - (14) 省エネルギー関係計算書
 - (15) 設計説明書
 - (16) 技術検討報告書